

## 出願資格（5）により出願する場合

### 1. 出願資格

文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）。

次のいずれかの要件を満たす者であること。

- 1 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

なお、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者とは、学術論文、著書、研究発表、特許、作品等により、修士学位論文と同等以上の価値があると認められる研究業績を有する者である。

### 2. 資格審査

#### 2.1 提出書類

出願資格（5）により出願する者は、あらかじめ次の書類を願書受付開始日の4週間前の同曜日（水曜日開始なら4週間前の水曜日）までに、情報科学研究科教務学生掛へ提出又は郵送（書留便で封筒の表に「後期課程事前審査申請」と朱書）し、出願資格の有無についての資格の事前審査を願い出ること。

- (1) 事前審査申請書（本研究科交付の用紙に、本人が記載・捺印）
- (2) 履歴書（本研究科交付の用紙に、本人が記載・捺印）
- (3) 研究歴証明書（本研究科交付の用紙に、所属の長等が証明したもの）
- (4) 大学の卒業証明書と学業成績証明書
- (5) 業績として学術論文、著書、研究発表、特許、作品等の写し
- (6) 個別審査シート（本研究科交付の用紙に記入したもの）

#### 2.2 審査結果の通知

本研究科で資格審査を実施し、その結果は願書受付開始日の3日前までに本人宛通知する。

### 3. 出願書類

上記資格審査の結果、「出願資格あり」と判定された者は、募集要項の「4. 出願書類」に記載の書類を出願時に提出する。ただし、全員が提出する書類の（4）履歴書の提出は不要である。